

監 査 公 表

監 査 公 表 第 11 号

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 199 条 第 1 項 及 び 第 4 項
の 規 定 に よ り 実 施 し た 定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 を 同 条 第 9 項
の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 表 す る 。

令 和 7 年 9 月 16 日

高 知 県 監 査 委 員	土 森	正 一
同	上 治	堂 司
同	奥 村	陽 子
同	五 百 藏	誠 一

定期監査結果報告（令和 7 年度第 1 回）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和 2 年高知県監査公表第 7 号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項の規定による監査のうち同条第 4 項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関 227 機関（出先機関 121 機関を含む。）のうち出先機関 44 機関（別表 1 のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和 6 年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第 2 監査の結果及び意見

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表 2 のとおりであり、事務区分別では、別表 3 のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

（１）商工労働部高知高等技術学校

令和 6 年度廃塗料収集運搬・処分委託契約のうち、処分委託業務において、契約の相手方から見積権限の委任を受ける前の事業者が作成した見積書に基づいて契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令の定めるところに従い、これを行わなければならないと定めた、地方自治法第 232 条の 3 の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（２）公営企業局幡多けんみん病院

物品購入に係る変更契約書において、所属が保管する

当該契約書に契約担当者の押印漏れがあった。

これは、契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、契約者とともに、これに記名押印しなければならないと定めた、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第20条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した出先の44機関のうち15機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が23件認められた。前年度と比較すると、機関数は4機関、件数は9件、それぞれ増加している。

また、前年度と比較して件数が減少したのは7機関、増加したのは12機関で、増減がなかったのは3機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは22機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事 部局	危機管理部	知事 部局	林業振興・環境部
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	危機管理部 1 機関		中央西林業事務所
			須崎林業事務所
			林業振興・環境部 3 機関
	健康政策部	公営 企業局	水産振興部
	安芸福祉保健所		水産試験場
	中央西福祉保健所	教育 委員会	水産振興部 1 機関
	須崎福祉保健所		公営企業局
	幡多福祉保健所		あき総合病院
	衛生環境研究所		幡多けんみん病院
	幡多看護専門学校		公営企業局 2 機関
	食肉衛生検査所	警察 本部	教育委員会
	健康政策部 7 機関		教育センター
	子ども・福祉政策部		中部教育事務所
	精神保健福祉センター		西部教育事務所
	希望が丘学園		青少年センター
	幡多児童相談所		心の教育センター
	女性相談支援センター		春野高等学校
	子ども・福祉政策部 4 機関		窪川高等学校
	文化生活部		宿毛工業高等学校
	消費生活センター		盲学校
	文化生活部 1 機関		高知ろう学校
	商工労働部		高知若草特別支援学校
	紙産業技術センター		教育委員会 11機関
	高知高等技術学校		警察本部
	商工労働部 2 機関		須崎警察署
	農業振興部		窪川警察署
	安芸農業振興センター		警察本部 2 機関
	中央西農業振興センター	合計 44機関	
	須崎農業振興センター		
	幡多農業振興センター		
	農業技術センター		
	農業技術センター果樹試験場		
	農業技術センター茶業試験場		
	畜産試験場		
	中央家畜保健衛生所		
	西部家畜保健衛生所		
	農業振興部 10機関		

() : 指摘事項の件数で内数

[illegible]

() : 指摘事項の件数で内数

機関名		事務区分							参考	
		共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和6年度 増減
公営企業局	公営企業局	1		1	5 (1)				7 (1)	7 (1)
	あき総合病院	1			2				3	3
	幡多けんみん病院			1	3 (1)				4 (1)	4 (1)
教育委員会	教育委員会		1	2	1		1		5	1 4
	教育センター		1	1					2	2
	中部教育事務所									
	西部教育事務所			1					1	1
	青少年センター									
	心の教育センター									
	春野高等学校									
	窪川高等学校				1				1	1
	宿毛工業高等学校									
	盲学校									
	高知ろう学校						1		1	1
	高知若草特別支援学校									
警察本部	警察本部									
	須崎警察署									
	窪川警察署									
計		3	1	9	9 (2)	0	1	0	23 (2)	14 9 (2)

別表 3（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	割合（％）	
共通	0	3	3	13.0	・支払証の亡失 ・決裁の未実施 等
収入事務	0	1	1	4.3	・使用料の誤徴収
支出事務	0	9	9	39.1	・支払証発行管理簿の押印誤り ・ETCカードのマイレージポイントの失効 ・経費支出伺の変更の遅延 ・支出命令日の誤り 等
契約事務	2	7	9	39.1	・契約担当者の契約書への押印漏れ ・検認の表示なし ・予定価格調書における端数処理の誤り ・請書の書式の誤り 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	1	1	4.3	・公有財産の異動報告漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	—	
計	2	21	23	100.0	
参考（令和6年度）	0	14	14	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。